平成２７年（フ）第２３１号
福岡県久留米市東町337番地２　堀田ビル302
債務者　岩井　秋雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４５７号
大分市豊海３丁目７番２号（多目的ビルディング豊海203）
債務者　武田　久生
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江１番地５
債務者　久原　礼奈
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第７７号
鹿児島県奄美市名瀬金久町６番２号
債務者　濵崎　仁志
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３６号
秋田県由利本荘市一番堰132番地１　マイハウスＫⅡ　101
債務者　松永さおり
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第４１号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上野原404番地１　ＳビレッジⅡ－202
債務者　菊地　邦香
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１号
長野県松本市筑摩４丁目13番28号　サンフラワーコーポ２号棟210号
債務者　横澤こずえ
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７号
奈良市鶴舞西町２番26号　レピックス学園前202号
債務者　藤瀬　清彦
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７９号
松江市朝日町474番地　かがわコーポ５号
債務者　向村　秀樹
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１３号
愛媛県伊予市宮下1563番地
債務者　友澤　美香
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１６号
愛媛県松山市北条914番地　ヒルズ・エビス201号
債務者　生島　リエ
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７号
愛媛県今治市近見町４丁目３番60号　県営住宅近見西団地334号
債務者　菊川喜久子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第５８号
愛媛県今治市郷六ヶ内町１丁目３番９号　レオパレスレティエール105号、前住所愛媛県今治市伯方町叶浦甲1667番地11、前々住所大阪市阿倍野区昭和町５丁目10番12号
債務者　安部　伴則
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２２２号
福岡県久留米市野中町128番地25　第２倉岡アパート102号
債務者　佐藤　光敏
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１４１号
佐賀県伊万里市二里町大里乙1174番地１　大里ハイツ103号、前住所佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾754番地３　町営住宅平尾団地21号室
債務者　山田　吉嗣
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１４２号
佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾754番地３　町営住宅平尾団地８号室
債務者　山田牧二郎
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部